

かたの民報

2022年7月3日
NO. 1762

【発行】

日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ

私部 1-1-1
☎892-0121
(内線 301)



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835



藤田 まり
私部西
2-16-13-310
☎397-3027



北尾 まなぶ
倉治 7-8-7
☎893-3163

6月議会

北尾議員の一般質問より



自衛隊への個人情報データ提供は中止を！

4月号の「広報かたの」に、市が、自衛隊の依頼により、自衛官等募集案内の配布のための対象者情報を今年度から電子データで提供するとされていきました。日本共産党の北尾まなぶ議員は、6月議会で経緯を確認し、データでの提供を中止するよう求めました。

【問】これまで市は、自衛隊より請求があれば、自衛官募集対象者情報を、自衛隊の職員が住民基本台帳

を閲覧し、書き写す方法で、提供をしていた。今年から、電子データで自衛隊に提供することの経緯は？

【答】住民基本台帳記事項を閲覧して、自衛隊員が書き写すという方法について、自衛隊より非効率かつ誤記の危険性から紙媒

体や電子媒体での提供依頼があった。その後、防衛省・総務省連名通知が発出され、自衛官等の募集に、必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上、問題はないとされたこと等を考慮し、今年度から対象者情報の提供方法を、電子データで提供することにした。

【問】今年度の名簿提供の対象者は何人いるのか。

【答】今年度18歳になる方が対象で824人。

【問】4月の広報では、「名簿の提供から除外してほしい方は、4月28日までに申請して下さい」と書かれていた。除外の申請をした人は何人いたのか。

【答】除外申請者は1人。

【問】824人中1人しか除外申請がなく、この短期間で、広報とホームページだけで周知が出来たと思うか。



【答】対象者情報の提供は、市個人情報保護条例第10条で、法令等に定めがある時は提供できる旨を規定しており、本人の同意は必要とされていないが、自衛隊への情報提供を望ま

ない方への配慮として除外申請を受け付けた。広報紙が全戸配布され、スマートフォン所持率が高いことから、一定周知が出来ているものと考え、今後申請期間の延長等に努める。

【意見】自衛隊法97条では、「市町村は自衛官及び、自衛官候補生の募集に関する事務を行う」、自衛隊法施行令120条でも、「市町村に資料の提出を求めることが出来る」としているだけで、市が提供しなければならぬ強制力はない。安保法制が施行され、自衛隊が海外の戦争に参加する危険もあるなか、同意のない個人情報のデータ提供を中止することを求める。

